令和4年介護休業取得応援 奨励金 令和4年7月2日

アイエイチエム社労士事務所 社会保険労務士 石川 洋文

介護休業取得応援奨励金の主要要件

- 1. 対象事業所
- 2. 対象従業員
- 3. 申請受付期間
- 4. 申請回数
- 5. 提出書類
- 6. 奨励金の金額
- 7. 奨励金の申請方法

1. 対象事業所

- ①常時雇用する従業員数が300人以下の企業等であること。
- ②都内勤務で、雇用保険に加入している従業員が2名以上で、かつ2名とも申請時点で 6ヵ月以上継続して働いていること。
- ③労働関係法令を遵守していること。
 - ・36協定を締結し、労基署に提出していること。
 - ・労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
 - ・年次有給休暇について年5日以上を取得させていること。
 - ・セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等の防止措置を取っていること。
- ④令和4年4月1日以降、育児介護休業法のに定める制度を上回る制度を整備し、 就業規則に明示し、労基署に届け出ていること。

2. 対象従業員

- ①雇用保険に加入している従業員が介護休業を開始し、合計15日以上取得したこと。(15日介護休業は、連続して取得していなくてもOK)
- ②対象従業員は、介護休業取得前に1ヵ月以上の就労実績・雇用保険加入期間が必要。
- ③介護休業を取得できる従業員の家族は、要介護状態であること。要介護状態→負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障がいにより、2週間以上常時介護を必要とする状態
 - ・介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
 - ・要介護状態2が2つ以上又は要介護状態3が1つ以上該当し、かつその状態が 継続すると認められること。

2. 対象従業員

- ①雇用保険に加入している従業員が介護休業を開始し、合計15日以上取得したこと。 (15日介護休業は、連続して取得していなくてもOK)
- ②対象従業員は、介護休業取得前に1ヵ月以上の就労実績・雇用保険加入期間が必要。
- ③介護休業を取得できる従業員の家族は、要介護状態であること。
 要介護状態→負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障がいにより、2週間以上常時介護を必要とする状態
 - ・介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
 - ・要介護状態2が2つ以上又は要介護状態3が1つ以上該当し、かつその状態が 継続すると認められること。

2. 対象従業員

従業員が介護休業が終了後、引き続き原職に復帰し、継続雇用されていること。

- ①介護休業前に勤務していた部署と同一の部署に復帰していること。
- ②介護休業前と同一の事業所に復帰していること。
- ③復職後の職制上の地位が、休業前より下回っていないこと。
- ④復職後の労働時間が変更されていないこと。
- ⑤復職後の給与が介護休業前の給与より下回っていないこと。

3. 申請受付期間

①申請可能期間

合計15日以上の介護休業を取得した後、介護休業に引き続き原職に復帰し、3ヵ月が経過した日の翌日から2ヵ月以内又は3ヵ月が経過した日の翌日から令和5年3月31日のいずれか早い日までの期間

※消印の日付が申請期間内であっても、財団への到着が申請期限日を超過した場合は受理されない。

4. 申請回数

①1法人について、令和4年度内に1回(1名)のみしか申請できない。

◦ 5. 提出書類

- 1. 支給申請書及び誓約書
- 2. 奨励対象事業者であることを確認する書類
 - ①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知書)2名分
 - ②就業規則一式 ③事業所一覧 ④会社案内等 ⑤履歴事項証明書 ⑥印鑑証明書
 - ⑦法人都民税・法人事業税の納税証明書
 - ⑧介護休業取得者の住民票記載事項証明書(原本)及び健康保険証の両面のコピー
 - ⑨介護休業に係る家族の要介護状態のわかるもの(要介護認定通知等)
 - ⑩育児介護休業法を上回る規程(労基署に提出済み) ⑪⑩の改正前の規程(労基署に提出済み) ※従業員が10人未満でも労基署に届け出は、必要。

6. 介護休業取得応援奨励金の金額

〇介護休業取得日数

合計15日以上 ⇒ 25万円

合計30日以上 ⇒ 50万円